

# 創業希望者や市内事業者に対する支援などを紹介します

申問 ①②産業振興課 ☎0176-51-6773、③④観光課 ☎0176-51-6771

## ① 創業支援・空き店舗等活用事業

市内の空き店舗などを活用し、事業を開始する個人または法人に改修工事費の一部を補助します。

対象物件	市内で1カ月以上営業が行われていない空き店舗・空き事務所・空き家
対象要件	2年以上継続して営業することが見込まれることなど(改修工事着工前に要申請)
対象経費	店舗の改修工事に係る費用など(備品などの購入費用は除く)
補助金額	対象経費の2分の1(一部区域に限り3分の2)(上限100万円)



▲詳しくはこちらから

### ▶創業について個別相談できます

構想・企画の段階から創業・起業に至るまで、専門家が伴走型で相談に応じます。

とき 毎月第2・4木曜日(休日の場合はその翌日) 午前10時～午後4時

ところ 地域交流センター「とわふる」

対応者 シニア・インキュベーション・マネジャー 鎌田 直人さん

## ② 人材確保・定着支援事業補助金

市内企業への人材定着を図るため、従業員の資格などの取得に係る費用の一部を補助します。

対象	市内に住所および事業所を有する個人事業主、または市内に事業所を有する法人で、4月1日時点で18歳以上55歳未満の従業員に、業務に必要な資格や免許取得のための研修などを受講させる者
対象経費	企業などが負担した受験料や受講料(試験により資格などを取得する場合は合格した場合のみ対象、1従業員あたり1種類)
補助金額	対象経費の2分の1(上限15万円)



▲詳しくはこちらから

## ③ インバウンド対応強化事業補助金

外国人観光客の受け入れ体制の整備および誘客促進を図るため、次の経費の一部を補助します。

対象	市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する法人または個人(対象事業:宿泊・製造・飲食・観光・交通・小売・商店街組織等)
対象経費	▶受入環境整備事業 電子決済端末、多言語翻訳機器の購入などに係る経費 ▶誘客促進事業 国内外における誘客イベントへの出展または参加、多言語資料や映像の制作などに係る経費
補助金額	▶受入環境整備事業 対象経費の2分の1(上限100万円) ▶誘客促進事業 対象経費の2分の1(上限10万円)



▲詳しくはこちらから

## ④ 有害鳥獣被害防止観光施設等支援事業補助金

観光客などの安全を確保するため、鳥獣被害の防止に係る経費の一部を補助します。

対象	市内十和田湖畔地区・奥入瀬溪流地区(奥入瀬溪流温泉エリア・ <sup>つた</sup> 鳶・谷地・猿倉を含む)に事業所を有し、次のいずれかに該当する法人または個人(対象事業:宿泊・飲食・観光・小売)
対象経費	物理的侵入防止策、誘因物となる樹木の排除、有害鳥獣の検知・監視、観光客などの安全確保に係る情報提供・注意喚起などに係る経費
補助金額	対象経費の2分の1(上限15万円)



▲詳しくはこちらから

◆対象要件など詳しくはお問い合わせください。いずれの補助金も原則、先着順で予算の範囲内となります。

◆各QRコードからアクセスできるページは4月1日(水)以降に更新・公開する予定です。